

公 告

県営土地改良事業荒川中部左幹線地区（農業用排水施設整備事業）の事業計画を変更するため、土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第1項の規定に基づき、当該事業の変更後の土地改良事業の計画の概要を下記のとおり公告します。

令和8年2月5日

埼玉県知事 大野 元裕



記

- 1 変更後の土地改良事業計画の概要
別紙1のとおり
- 2 予定管理方法等に関する事項
別紙2のとおり
- 3 分担金等に関する事項
別紙3のとおり
- 4 公告期間
令和8年2月5日（木）から令和8年2月13日（金）まで